

平成三十年法律第一百一号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律
(選挙の期日)

第一条 平成三十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかるらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては平成三十一年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区（次項及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同年二月二十一日とする。

第二条 平成三十一年六月一日から同年十月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかるらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（次条第一項第三号及び第七条第二項において「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあっては同年一月六日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同年二月二十日までに、その旨を告示しなければならない。

第三条 一 都道府県の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合は、当該選挙を行なうべき期間が平成三十一年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条第一項各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかるらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

第四条 一 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙（次条第二項各号において「統一対象再選挙」という。）又は補欠選挙のうち、同法第三十三条の二第二項の規定により選挙を行うべき期日が平成三十一年四月二十八日となるものの期日は、同項の規定にかかるらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

第五条 一 前条第一項から第四項までの規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかるらず、次の各号に定める日に告示しなければならない。

二 指定都市の長の選挙 平成三十一年三月二十四日

三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成三十一年三月二十九日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成三十一年四月十四日

第六条 一 町村の議会の議員及び長の選挙 平成三十一年四月十六日

二 参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成三十一年四月九日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

第七条 一 前条第五項の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条の二第八項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

二 参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成三十一年四月四日

第八条 一 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成三十一年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合は、適用しない。
(同時選挙)

第九条 第一条第一項から第四項までの規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第二百十九条第一項の規定により同時に実行する。

第十条 第一条第一項から第四項までの規定により行われる指定都市の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議員又は長の選挙は、公職選挙法第二百十九条第二項の規定により同時に実行する。この場合において、同法第二百二十条第三項及び第二百二十二条の規定は、適用しない。

第十一条 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第二百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第二百二十二条の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

第十二条 公職選挙法第二百二十二条の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

第十三条 第一条第一項から第四項までの規定により行われる選挙（以下この項において「第一統一選挙」という。）又は公職選挙法第二百二十条第四項の規定により第一統一選挙と同時に実行される地方公共団体の議員の再選挙若しくは同法第二百十三条第三項の規定により第一統一選挙と同時に実行される地方公共団体の議員の補欠選挙において公職の候補者とな

(立候補の禁止)

つた者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十日に行われる選挙（以下この項において「第二統一選挙」という。）又は同法第一百十条第四項の規定により第二統一選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第二統一選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙における公職の候補者となることができない。2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第一百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第一百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第一百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成三十一年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
二 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）
第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。